

第2号様式(第10条関係)

令和2年7月27日

沖縄県議会議長 殿

沖縄県議会議員 玉城 武光



令和2年度政務活動費に係る収支報告について

沖縄県政務活動費の交付に関する条例第10条第3項に基づき、別紙のとおり令和2年度政務活動費収支報告書を提出します。



別紙

令和2年度 政務活動費収支報告書

議員名 玉城 武光

1 収 入 政務活動費 450,000 円

2 支 出

(単位:円)

項 目	支 出 額	備 考
調査研究費		
研 修 費		
広聴広報費		
要請陳情等 活 動 費		
会 議 費		
資料作成費		
資料購入費	3,300	新聞
事 務 所 費	107,157	家賃・電気代・水道料金。
事 務 費	8,760	切手・コピー用紙・日用雑貨及び事務用品代
人 件 費	240,000	事務員給与及び労働保険料。
合 計	359,217	

注 備考欄には、主たる支出の内訳を記入する。

3 残 余 90,783 円



資料購入費

市民質問回答資料として活用しているため金額充当。

# 領収書

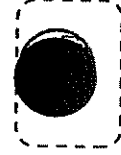
玉城武光 様

2020. 6. 22

左記の金額を領収いたしました。

領収額 ¥1,800

項目	単価	数量	金額	備考
新聞「農民」代	600	3	1,800	20、4月～20、6月
計			1,800	



沖縄県農民組合連合会 会長 中村 康範  
〒901-0617 南城市玉城字愛知地782 TEL948-1783

資料購入費

年月日：2020年(R2) 6月25日

充当額：1,500円

内容：「商工新聞」購読料(2020年4月～6月)

充当理由：議会質問に活かす資料として活用している為、全額充当した。

領 収 書

2020年 6月25日

支部 班 玉城武光 様

金 1500 円也

【共済会費】

会 費(新聞代含む)	月	円		月	円
商 工 新 聞	4~6月	1500	円		
	月		円		
	月		円		
小 計	1500		円	小 計	

上記の通り領収いたしました。

那覇民主商工会・那覇民商共済会  
 那覇市寄宮2-1-23  
 ☎ 836-6222 FAX 836-6202



## 経費区分別支出一覧表

経費区分      事務所費

日付	使 途 内 容	支出額	充当割合	充当額
4/6	家賃 4月分	50,000	全額	50,000
5/7	家賃 5月分	50,000	50/100	25,000
6/5	家賃 6月分	50,000	50/100	25,000
5/19	電気料金 4月分	4,298	23/30	3,295
6/12	電気料金 5月分	7,139	50/100	3,569
6/12	水道料金 6月分	587	50/100	293
事務所費 充当合計				107,157

家賃払込証明書

賃借人 住所：南風原町字照屋 305-1  
 コーポ大てる 1-B 号室  
 氏名：玉城 武光 様

家賃額 50,000 円

(上記の家賃額に共益費・駐車料金・公共料金等は含まれていない)

払込合計 150,000 円

請求月	家賃額	水道料	入金日
令和 2 年 4 月分	50,000 円	0 円	令和 2 年 4 月 6 日
令和 2 年 5 月分	50,000 円	0 円	令和 2 年 5 月 7 日
令和 2 年 6 月分	50,000 円	0 円	令和 2 年 6 月 5 日
合 計	150,000 円	0 円	

上記賃借人より、上記の金額が払込されていることを証明致します。

令和 1 年 7 月 20 日

(管理会社) 住 所：南風原町字津嘉山 1416-1  
 会社名：沖縄県農業協同組合 JA ハウジ

○年月日：2020年(R2)4月6日

充当割合：50,000円 全額充当した。

○年月日：2020年(R2)5月7日

充当割合：50,000円\*1/2=25,000円

内 容：事務所家賃 5月分

○年月日：2020年(R2)6月5日

充当割合：50,000円\*1/2=25,000円

内 容：事務所家賃 6月分

\* 5・6月の選挙期間は、所属政党とのやり取りなど使用したため按分とした。  
 尚、選挙事務所は、南城市・大里に設置。

事務所費

年月日：2020年(R2)5月19日

充当割合：3,295円。(4,298円×23/30)

内容：電気料金 2020年4月分

切り取らずに金融機関、コンビニエンスストア等へお出しください。

電気ご使用量のお知らせ (検針票) いつもご利用いただきありがとうございます。

玉城 武光 様  
コーポ大照 1-B

電気番号				店所	作業区	ご契約種別
画番号	家番号	枝	CD			2000
26622	61	1	4	224	5251	従量電灯

供給地点特定番号：10-0002-6622-0008-1140-0000

ご使用量	計	156 kWh	令和 2年 4月分	ご利用期間 3月25日～ 4月23日 お支払期日 5月25日 ※支払期日経過後にお支払いの場合 は延滞利息の適用対象となります
------	---	---------	--------------	--

今月検針日	4月24日	翌月検針日	5月25日	ご参考使用量(kWh)	
今回指示数	7632.6	前回(取付)指示数	7476.7	前月	前年同月
主				88	195

ご請求金額 (再エネ賦課金)	4,298 円 (再掲 460 円)
-------------------	-----------------------

	燃料費調整単価		再エネ賦課金単価	
	当月分	翌月分	当月分	翌月分
0kWh～10kWh	- 7円26銭	- 6円95銭	+29円50銭	+29円80銭
11kWh以上(1kWhにつき)	- 0円73銭	- 0円70銭	+ 2円85銭	+ 2円98銭

お問い合わせ先/コールセンター  
料金 0120-586-391 (IP電話) 098-993-7777  
伊電・緊急 0120-586-703 与那原営業所  
引越 0120-586-390 検針員

沖縄電力株式会社

※本票により集金員が収納することはありません。

電気料金払込受領証

玉城 武光 様

電気番号 26622- 61-1-4  
ご契約種別 従量電灯  
令和 2年 4月分

領収金額	4,298 円
料金	3,838 円
再エネ賦課金	460 円

[再掲]  
消費税等相当額 390 円  
燃料費調整額 -113.84 円

ご使用量 156 kWh

※金額を訂正したものの、受領印のないものは無効となります。(A ご依頼人控)

支払期日	5月25日	日 7 附 印
金融機関 取扱期限日	6月4日	07384
コンビニ等 取扱期限日	6月14日	20.5.19

沖縄電力株式会社 与那原営業所  
取込印紙貼付欄





年月日：2020年（R2）6月26日

充当割合：293円

内容：事務所水道料金 2020年6月分

一部を選挙応援に使用した為、按分を半分とした。

水道料金等納付通知書兼領収証

玉城 武光 様

給水場所  
字照屋305番地の1  
コーポ大てる1-B

水道番号	109-0159-02	令和2年6月分
使用水量	6 m <sup>3</sup>	内消費税額
上水道料金	587 円	53 円
下水道料金	***** 円	***** 円
	円	円
	円	円
合計金額	587 円	53 円

納 付 期 限

令和2年7月15日

上記の金額を領収しました。

R02.05.05 ~ R02.06.06

南都水道企業団  
企 業 長 多和田 眞次

収納代行 DSK電算システム



- この領収証は、後日の紛争をさけるために5年間間保存してください。
- 金額を訂正したもの、取日付印の捺印のないものは無効です。

お問い合わせの番号は裏面に記載しております。

収入印紙不要(お客様控)

# 事務所概要申告票

議員名 玉城 武光

## 1. 物件の所在

住所	南風原町字照屋305-1 コーポ大てる1-B
電話番号	098-889-8510

## 2. 所有区分

<input type="checkbox"/> 自宅兼事務所
<input type="checkbox"/> 自己所有物件

※自宅兼事務所 又は 自己所有物件の場合は、ここまでで完了(署名・押印も不要)

<input checked="" type="checkbox"/> 専用事務所
<input type="checkbox"/> 賃借事務所
・賃借借契約先 [ ]
・所有者 <input type="checkbox"/> 親族(続柄: ) <input type="checkbox"/> 関連会社 <input type="checkbox"/> 第三者
・議員との生計 <input type="checkbox"/> 議員と生計同一 <input checked="" type="checkbox"/> 議員と生計別

事務所概要について、上記記載のとおり申告します。

賃借人 沖縄県議会議員 玉城武光  印

賃借人 氏名  印

住所  

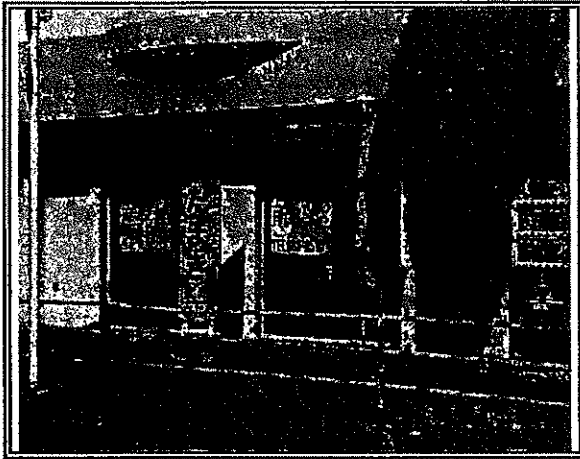
# 事務所費充当状況申告票

議員名 玉城 武光

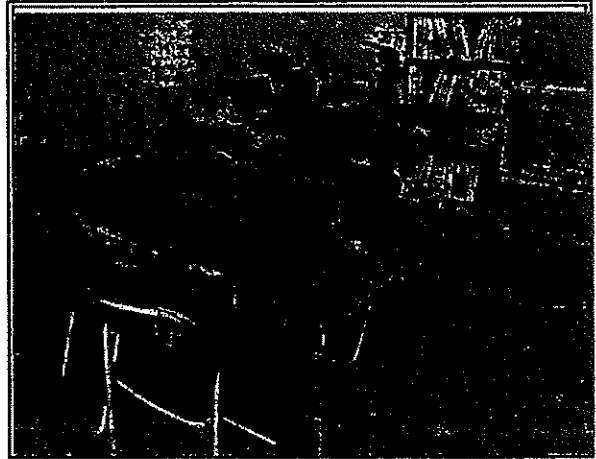
## 1. 事務所の状況

住所	南風原町字照屋305-1 コーポてる1-B
----	-----------------------

(事務所の外観)



(事務所の内観)



## 2. 充当割合とその説明

充当割合	100%
------	------

充当割合の説明：

### 議会活動に資する事務所

(関係経費)

家賃(月額)	50,000 円
その他	仲介手数料 10,800 円
	円

(充当額)

家賃(月額)	50,000 円
その他	仲介手数料 10,800 円
	円

事務所充当状況について、上記記載のとおり申告します。

沖縄県議会議員

玉城 武光



# 貸借契約書

契約期間: 29年 3月 6日 ~

物件名: コーポ大てる 1-B号室

物件住所: 南風原町字照屋305-1

借借人: 玉城 武光

電気	0120-586-390	賃料支払日	毎月 5日 15日
水道	098-998-2151	保証会社	琉球セーフティ(株)
ガス	098-889-6925	南都水道企業団	098-889-6925
	農協プロパン	駐車場No.	

本契約を解約する場合には借主は1ヶ月前までにご連絡ください。1ヶ月に満たない場合には、ご連絡のあった日から1ヶ月分の賃料をお支払いいただきます。重慶証明の発行を希望される方は保証金をお預かりいたします。抹消の手続きが済みましたら保証金の返金をいたします。

注意事項

## 沖縄県農業協同組合

南風原支店 TEL 098-889-2189

# 貸借契約書

免許番号 沖縄県知事(3)3470号

◆目的物の表示	名称: コーポ大てる	1-B号室
建物	所在地: 南風原町字照屋305-1	
◆賃料等	構造: RC造	階建て 4 間取り 1R

賃料	家賃: 月額 50,000 円	敷金: 50,000 円
	共益費: 月額 0 円	礼金: 0 円
	駐車場: 月額 0 円	火災保険: 0 円
振替	沖縄県農業協同組合	口座番号
	支店 普通預金	口座名義
使用目的	事務所	保証会社 琉球セーフティ(株)
契約期間	平成 29 年 3 月 6 日 ~	平成 31 年 3 月 5 日まで、以後自動更新

本契約書の全文を承認し、ここに記名・押印いたします。

平成 29 年 3 月 6 日

貸主(甲)

住所: [REDACTED]  
氏名: [REDACTED]

借主(乙)

前住所: 入重瀬町実長239-1 TOKENWALU102  
氏名: 玉城 武光  
TEL: [REDACTED]

連帯保証人

住所: [REDACTED]  
氏名: [REDACTED]  
TEL: [REDACTED]

同居者(入居者)・緊急連絡先

氏名	TEL	続柄	氏名	TEL
[REDACTED]				

特約事項

1. 継続入居のため、別紙の賃借権譲渡承諾書のとおり、敷金(50,000円)を除いた賃借契約の一切を引継ぎます。

管理会社(丙) 仲介業者

## 沖縄県農業協同組合

南風原支店

代表理事 大城 勉  
南風原町字山川1526 098-889-2189

代表者名  
取引主任者 登録番号  
宅地建物取引主任者

契約事項

第8条

- (乙の管理)
  - 乙は、本、及び共用部分その他付属施設を善良なる管理者の注意をもって、使用する義務を負う。乙の責にて本物件に損害を与えた場合は、乙は速やかに原状に回復しなければならぬ。
  - 乙は、特に本物件の火災発生防止に留意するものとする。
  - 乙は、管理規約・使用細則等を遵守するとともに、甲が本物件管理上必要な事項を乙に通知した場合、その事項を遵守しなければならない。
  - 契約締結後に甲または丙は、乙へ入居に必要な本物件のガスを貸与する。乙は、これらのガスを善良なる管理者の注意をもって保管かつ使用しなければならない。万一紛失又は破損したときには、新たなガスの設置費用は乙の負担とする。
  - 乙は、ガスの追加設置、交換、複製を甲の承諾なく行つてはならない。
  - 乙は、本物件に入居後、自己の電話番号の変更や勤務先等の変更事由があった場合には、乙は速やかに電話番号及び変更事項等を甲又は丙へ通知しなければならない。

第9条

- (禁止又は制限される行為)
  - 乙は、甲の書面による承諾を得ることなく、本物件の全部又は一部につき、賃借権を譲渡し又は質権してはならない。
  - 乙は、甲の書面による承諾を得ることなく、本物件の増築、改築、移転、改造若しくは模様替または本物件の敷地内における工作物の設置をおこなってはならない。
  - 乙は、本物件の使用にあたり、次の各号に掲げる行為を行ってはならない。
    - (1) 銃砲、刀剣類または拳銃、発火性を有する危険な物品等を製造または保管すること。
    - (2) 大型の金庫その他の貴重物当を搬入しまたは搬出すること。
    - (3) 配水管を腐食させるおそれのある液体を流すこと。
    - (4) 大音量でテレビ・ステレオ・カラオケ等の演奏、ピアノ等の演奏を行うこと。
    - (5) 狂歌、雑踏等の明らかに近隣に迷惑をかける動物を飼育または遊ばせること。
    - (6) 反社会的勢力に賃借権を譲渡または転借、出入りさせること。
    - (7) 本物件を反社会的勢力の事務所その他の活動の拠点に供すること。
    - (8) 本物件または本物件の周辺において、粗野若しくは乱暴な言動を行い、または威嚇を示すことにより付近の住人または通行人に不安を覚えさせること。

第10条

- (修繕)
  - 甲は、本項第1号から第3号に掲げる修繕を除き、乙が本物件を使用するために必要な修繕を行わなければならない。この場合において、乙の故意または過失により必要となった修繕に要する費用は、乙が負担しなければならない。
  - 壁の取替・裏返し及び障子紙の取替え、よすま紙の取替え。
  - 電球、蛍光灯、ヒューズ、LED照明の取替え及び給水栓、排水栓の取替え。
  - その他費用が軽微な修繕。

第11条

- (契約の解除)
  - 甲は、乙が次に掲げる義務に違反した場合において、甲が相当の期間を定めて当該義務の履行を催告したにもかかわらず、その期間内に当該義務が履行されないと認めるときには、甲は本契約をなんら催告無しに解除し、即時明け渡しを要求することができる。乙はこの請求を拒否できない。
    - (1) 第4条(賃料及び共益費)に規定する負担義務。
    - (2) 第10条(修繕)に規定する負担義務。
  - 甲は、乙が次に掲げる義務に違反した場合において、当該義務違反により本契約を継続することが困難であると認められるに至ったときは、本契約を解除することができる。
    - (1) 第3条(使用目的)に規定する義務。
    - (2) 第8条(乙の管理義務)に規定する義務。
    - (3) 第9条(禁止又は制限される行為)に規定する義務。

第1条

- (契約の締結)
  - 貸主(以下「甲」という。)及び借主(以下「乙」という。)、管理会社(以下「丙」という。))は、表記の物件(以下「本物件」という。))について、賃貸借契約(以下「本契約」という。))を以下のとおり締結した。

第2条

- (契約期間)
  - 契約期間及び本物件の引渡し時期は、表記に記載のとおりとする。
  - 甲及び乙は、双方からなんら意図の申し出がないとき、本契約はさらに1年間自動的に更新されるものとす。その後これに準ずる。

第3条

- (使用目的)
  - 乙は、表記に記載する使用目的以外に本物件を使用してはならない。
  - 乙は、使用目的を変更する場合は、甲又は丙より書面による承諾を得なければならない。

第4条

- (賃料等及び共益費)
  - 乙は、表記の記載に従い、賃料等及び、階段、廊下等の共用部分の維持管理に必要な水道光熱費に充てる為、共益費を甲に支払わなければならない。
  - 乙は、賃料等及び共益費の支払方法について表記に記載する、指定金融機関及び貯金口座からの自動振替支払を甲に依頼する。
  - 賃料等及び共益費の支払い義務は表記の契約期間の始期日から発生するものとする。但し、1ヶ月に満たない期間の賃料は1ヶ月を80日として日割計算した額とする。
  - 甲は、次の各号に該当する場合には、契約期間中であっても、賃料等及び共益費の改定をすることができ
    - (1) 土地又は建物の賃料に対する租税その他の負担増減により賃料等及び共益費が不相当となつた場合。
    - (2) 土地又は建物の価格の上昇又は低下その他の経済事情の変動により賃料等及び共益費が不相当となつた場合。
    - (3) 近隣同様の建物の賃料と比較して賃料等及び共益費が不相当となつた場合。
    - (4) 維持管理の増減により共益費が不相当になつた場合。

第5条

- (負担の帰属)
  - 乙は、本物件に係る公租公課を負担するものとする。
  - 乙は、電気・ガス・水道・その他専用設備に係る使用料金を負担するものとする。
  - 契約期間中、町内会費・その他本物件に入居生活するに当たって生じる諸費用、会費等については乙の負担とする。
  - 乙は、第2条第1項に定める契約期間中、乙の負担で、借入戸室に対する火災保険(借家人賠償責任保険)に加入する。

第6条

- (敷金)
  - 乙は、本契約から生じる債務の担保として、表記に記載する敷金を甲に預け入れられるものとする。
  - 乙は、本物件を明確するまでの間、敷金をもって賃料等共益費その他の債務と相殺することはできない。甲は、本物件の明け渡しまでに生じた本契約から生じる乙の一切の債務(賃料等及び共益費の滞滞・原状回復に要する費用の未払い等)を敷金から控除し、なお控除額がある場合には、本物件の明け渡し後、遅滞なくその控除額を無利息で乙に返還しなければならない。

第7条

- (反社会的勢力ではないことの確約)
  - 甲及び乙は、それぞれ相手方に対し、次の各号に定める事項を確約する。
    - (1) 自ら、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成30年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成員(以下総称して「反社会的勢力」という。))ではないこと。
    - (2) 甲又は乙が、法人の場合、自らの役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者)を用い、乙が反社会的勢力ではないこと。
    - (3) 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、この契約を締結するものではないこと。
    - (4) 自ら又は第三者を利用して、次の行為をしないこと。
      - イ 相手方に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為。
      - イ 偽計または威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は雇用に毀損する行為。

第12条 (乙からの解除)

- 1 乙は、甲に対して少なくとも30日前に解約の申し入れを行うことにより、本契約を解除することができる。前項の規定にかかわらず、乙は解約申し入れの日から30日分の賃料(本契約の解約後の賃料等及び共益費相当額を含む。)を甲に支払うことにより、解約申し入れの日から起算して30日を経過する日までの間、随時に本契約を解約することができる。

第13条 (明渡し及び明渡し時の原状回復)

- 1 乙は、第11条(契約の解除)の規定に基づき、本契約が解除された場合にあっては、直ちに本物件を明渡ししなければならない。
- 2 乙は、明渡しの際、貸与を受けた本物件のカギ及び複製したカギを甲または丙に返還しなければならない。
- 3 本契約終了時に本物件内及び本物件周辺に残置された乙の所有物があるときは、乙がその時点でこれを放棄したとみなし、甲はこれに必要な範囲で任意に処分し、その処分に必要な費用を乙に請求することができる。
- 4 乙は、本契約が終了する日までに(第11条「契約の解除」の規定に基づき本契約が解除された場合においても)通常の使用損耗・経年変化がいずれについても本物件を原状回復をしなければならない。
- 5 甲及び乙は、本契約時において、本契約に係る明渡し時の原状回復の条件について、別表の記載によることを確認した。
- 6 甲及び乙は、本物件の明渡し時において、別表の記載に基づいて行う原状回復の内容及び方法について協議するものとする。ただし、原状回復の方法は、別表に特段の定めがない限り、甲が工事の手配等を行うものとし、乙は、自らの負担部分に係る費用を甲に別し支払うものとする。

第14条 (立ち入り)

- 1 甲又は丙は、本物件の防火、本物件の構造の保全その他の本物件の管理上特に必要があるときには、あらかじめ乙の承諾を得て、本物件に立ち入ることができる。
- 2 乙は、正当な理由がある場合を除き、前項の規定に基づく甲の立ち入りを拒否することはできない。
- 3 甲又は丙は、火災による延焼を防止する必要がある場合その他の緊急の必要がある場合においては、あらかじめ乙の承諾を得ることなく、本物件内に立ち入ることができる。この場合において、甲または丙は、乙の承諾を得ずに立ち入ったときは、その旨を乙に通知しなければならない。

第15条 (連帯保証人)

- 1 連帯保証人は、乙と連帯して本契約の合意(自動)更新またはは法廷更新の如何にかかわらず、本契約が存続する限り、本契約から生ずる一切の債務を負担する。
- 2 乙又は連帯保証人は、連帯保証人が死亡・破産人・成年被後見人・無能力等の事由により連帯保証人の責を負たし得ない状態になった場合は、その旨を直ちに甲に通知しなければならない。この場合、乙は速やかに甲の承諾を得て連帯保証人を追加または変更しなければならない。

第16条 (家賃保証会社)

- 1 本契約は登記記載の家賃保証会社により乙の家賃債務を担保するものとする。
- 2 家賃保証会社の内容については別に定めるところによるものとし、甲及び乙は、本契約と同時に同保証を利用するために必要な手続きをとななければならない。

第17条 (契約の消滅及び免責)

- 1 本契約は、天災、地震、火災その他の甲乙双方の責めに帰さない事由により、本物件が滅失した場合、当然に消滅する。
- 2 地震、火災、風水害等の災害、盗難等その他不可抗力が認められる事故(節号の場合を含む)、または甲若しくは乙の責によらない電気、ガス、給排水等の設備の故障によって生じた甲または乙の損害について、甲又は乙は互いにその責を負わないものとする。

第18条 (協議)

- 1 甲及び乙は、本契約書に定めがない事項及び本契約書の解釈について疑義が生じた場合は、民法その他の法令及び慣行に依り、誠意をもって協議し、解決するものとする。

第19条 (合意管轄裁判所)

- 1 本契約に起因する紛争に關し、訴訟を提起する必要があるときは、本物件の所在地を管轄する地方(簡易)裁判所を第一審管轄裁判所とする。







事務費

年月日：2020年(R2)5月19日

充当割合：2,510円

内容：事務所電話料金 2020年5月分

一部を選挙応援に使用した為、按分を半分とした。

電話料金等払込受領証  
西日本ご利用分

ご請求先氏名  
玉城 武光 様

889-8510

お客様番号  
4910-1519-31145

2020年5月ご請求分

金額(円)  
¥5,020-

受取人  
待望 啓典 様  
NITファイナンス株式会社

お問合せ先 (無料)  
0800-3335550

領 取 日 期 印  
7384  
20

収入印紙貼付欄  
(金融機関・CVS用)→お客様

年月日：2020年(R2)6月12日

充当割合：5,315円

内容：事務所電話料金 2020年6月分

一部を選挙応援に使用した為、按分を半分とした。

電話料金等払込受領証 西日本ご利用分 ご請求先氏名 玉城 武光 様	お客様番号 4910-1519-31145	2020年 6月ご請求分 金額(円) ¥10,631-	受取人 NTTファイナンス株式会社	お問合せ先 (無料) 0800-3335550	収入印 72120 20.6.12 南風原照屋 フレッツサービス 収入印紙一枚付
--	--------------------------	-----------------------------------	----------------------	----------------------------	---

(金融機関・CVS用)→お客様

※当票はゆうちょ銀行・郵便局でお支払の場をに各商社様を相手としません。上記以外でお支払いの場合は切り取らなくてはいけません。



NTTファイナンス株式会社

〒108-0075 東京都港区港南1-2-70

発行年月日 2020年6月7日発行

発行会社 NTTファイナンス株式会社

お問合せ先 0800-3335550 (無料)

口座振替 09001

〒812 株式会社NTT目 日本郵便

〒09001 株式会社NTT目 日本郵便

社用コード MS002211001 07277-07173-00 M

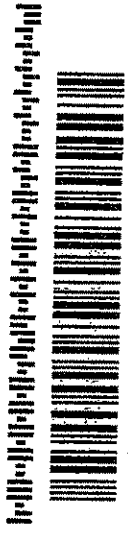
社用コード 01000010 20060100M

郵便区内特別



901-11146  
島根県南風原町字照屋305-1

玉城 武光 様  
コーポ大 1.F.B号



020062101002284236

07277

日頃、NTTファイナンスをご利用いただきまして誠にありがとうございます。下記の料金を請求させていただきますので、内容を十分ご確認のうえ、お支払い期限までに裏面記載の場所でお支払いをお願いします。(1/2ページ)

お客様電話番号等 (BILLING NUMBER) お客様番号 (CUSTOMER NUMBER) 4910-1519-31145	請求年月 (MONTH OF ISSUE) 2020年6月ご請求分	請求金額 (TOTAL AMOUNT) 10,631円	支払期日 (DUE DATE) 2020年6月22日(月)
---	---	-----------------------------------	-------------------------------------

【NTTファイナンスからのお知らせ】

\*\*\* NTTグループ各社ご請求金額 \*\*\*  
\*\*\* NTT西日本ご請求額 (合計) 10,631円 \*\*\*

10,631円 詳細については、「ご請求内訳」をご覧ください。

\*\*\* NTTファイナンスからのお知らせ \*\*\*

奇数月のご請求額が5,000円未満の場合は、翌月分の偶数月に2ヶ月まとめてご請求しております。各月の料金は「ご請求内訳」をご覧ください。

※複数回線まとめてのご請求や、料金回収代行サービスをご利用の場合は、毎月ご請求しております。

\*\*\* NTT西日本からのお知らせ \*\*\*

フレッツ光の割引サービス(光もつともつと割、Web光もつともつと割、どーんと割、どーんと割、光はじめ割)は割引契約期間満了時に契約が自動延伸されます。自動延伸をご希望されない場合はNTT西日本へご連絡が必要です。割引適用期間中(自動延伸後を含む)に本割引サービスを解約された場合は、解約金が発生する場合があります。なお、割引適用期間の満了月とその翌月に解約した場合には解約金は発生いたしません。詳しくはNTT西日本フレッツ公式サイト <http://flets-w.com/wari/> でご確認ください。



人件費

政務活動にかんする内容のため全額充当

領収証

玉城武光事務所様

No. \_\_\_\_\_

★ 金 80,000円也

但し 4月度給与として

2020年 5月 6日 上記正に領収いたしました

内訳	税率	金額(税抜税込)
	%	消費税額等
	税率	金額(税抜税込)
	%	消費税額等

取 入  
印 紙

コクヨ ウケ-1097

領収証

玉城武光事務所様

No. \_\_\_\_\_

★ 金 80,000円也

但し 5月度給与として

2020年 6月 7日 上記正に領収いたしました

内訳	税率	金額(税抜税込)
	%	消費税額等
	税率	金額(税抜税込)
	%	消費税額等

取 入  
印 紙

コクヨ ウケ-1097

領収証

玉城武光事務所様

No. \_\_\_\_\_

★ 金 80,000円也

但し 6月度給与として

2020年 7月 8日 上記正に領収いたしました

内訳	税率	金額(税抜税込)
	%	消費税額等
	税率	金額(税抜税込)
	%	消費税額等

取 入  
印 紙

コクヨ ウケ-1097

## 令和 2 年度 雇用職員申告票

議員名 玉城 武光

被雇用職員名	[REDACTED]	
議員との関係	<input type="checkbox"/> 議員の親族(続柄: )	<input checked="" type="checkbox"/> 議員の親族外
議員との生計	<input type="checkbox"/> 議員と生計同一	<input checked="" type="checkbox"/> 議員と生計別

令和2年度の雇用について、上記記載のとおり申告します。

被雇用者 氏名

[REDACTED]



住所

[REDACTED]

雇用者 沖縄県議会議員

玉城武光



勤務の実態を証する提出書類

出勤簿    タイムカード    その他: 広報紙配付実績一覧表

※雇用契約書(必須)に加え、上記の書類を提出します。

# 勤務実態申告票

【議員名 玉城 武光 】

## 職務内容

区分	職務内容	業務割合(%)
政務活動に係る職務	調査研究に係るもの ・情報収集（新聞・雑誌・書籍・資料等） ・現地調査に係る補助随行（写真撮影、メモ作成等） ・訪問先との連絡・調整等	5%
	研修に係るもの ・研修会・講演会の準備・運営（プログラム作成、施設・講師との連絡・調整等）等	5%
	広聴広報に係るもの ・広報紙の記事作成、印刷業者との調整等 ・ホームページの管理 ・広報紙の配布等	5%
	要請陳情等に係るもの ・要請陳情先の機関との連絡・調整 ・住民相談、意見交換の対応 ・要請文、陳情文の作成等	50%
	会議に係るもの ・各種会議・住民相談会の準備・運営（資料作成、開催周知連絡、調整等） ・企業会団体との意見交換会の準備・運営等	20%
	資料作成に係るもの ・打合せ資料の作成 ・議会質問で使用するパネルの作成等	10%
	事務所での庶務に係るもの ・備品、消耗品等の管理 ・電話・来客対応、議員への連絡調整 ・政務活動費の管理、収支報告書の作成等	5%
小計		100%
政務活動以外の活動に係る職務	・政党の会議準備や資料の作成 ・後援会の名簿管理等	0%

令和2年度の雇用契約に係る勤務実態は上記のとおりである旨、申告します。

雇用者

玉城武光



被雇用者



雇用契約書

氏名	生年月日
住所	電話番号

下記条件にて契約いたします。

雇用期間	令和 2年 4月 1日 ~ 令和 2年 6月30日
主な就業場所	玉城武光事務所 南風原町字照屋305-1 コーポ大てる1-B
主な職務内容	政務活動に係る事務補助及び関係書類の作成
就業時間	午前11時から午後4時まで(5時間)
休日	土、日、祝日
給与(賃金)	月給 80,000円 (時給 1,000円 月16日 勤務)
給与支払日	毎月月末〆切 翌月5日支払い
支払方法	<input checked="" type="radio"/> 直接払い <input type="radio"/> 口座振替
備考	
上記契約期間満了をもって本契約を解消する。	

※契約書は2通作成し、双方が各1通を保管する。

令和 2年 4月 1日

雇用者 氏名

玉城武光



被雇用者 氏名





